

2012年(平成24年)8月14日 火曜日(第3種郵便物認可)



逸失利益の計算方法

基礎収入額などから算出

入の平均賃金よりも少ない給与の場合には平均賃金で算出します。公務員、大企業労働者などのように明確な給与規定、昇給基準が定められている場合は、昇給を考慮して収入を算出します。

一般的な物価上昇に伴うベースアップは訴訟の審理がなされていく時までに行われた分については立証が容易ですが、将来分については不確定なため予測できず否定されることが多いようです。勤務先に退職金規定がある場合は、死亡時に会社から支給された退職金と、定年まで勤務すれば得られたであろう退職金額の差額が逸失利益となります。

なお就労可能年数の終期は原則として67歳と考えられています。高齢者については67歳までの就労可能年数と、簡易生命表による平均余命年数の2分の1のいずれか長期の方を就労期間として計算します。